



学 第 1 1 3 3 号

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

各市町村教育長 様

千葉県総務部学事課長
(公印省略)

千葉県における高等学校等修学援助制度の周知について (依頼)

本県の教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御高配を賜り深く感謝申し上げます。

私立高等学校等の授業料等への支援として、本県においては、授業料減免制度及び入学金軽減制度を実施しているところです。

これらの制度についてのリーフレットを送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、所管の中学校に配付いただき、平成30年度に高等学校等に進学を予定されている中学校3年生及び保護者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

学校長様

11月2日

通知・**依頼**・送付・その他

(回答 月 日 担当 まで)

山武市教育委員会 学校教育課



中学校3年生及び保護者へ周知願います。

配付に際してリーフレットの電子データを希望される場合、下記担当まで御連絡ください。

千葉県総務部学事課私学振興班 川津
gakuji2@mz.pref.chiba.lg.jp





授業料減免制度のお知らせ

■ 県の授業料減免制度

対象となる学校種は以下のとおりです

- ・ 県内私立高等学校（通信制課程の県外在住生徒は除く）
- ・ 県内私立中等教育学校（後期課程）
- ・ 県内私立専修学校高等課程（高等学校卒業生及び准看護師の養成を目的とする私立専修学校高等課程の生徒は除く）

◎ 対象となる要件（千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱 第2条による）

生徒の保護者が次のいずれかに該当する方

保護者の要件	授業料減免補助額
1号 生活保護を受給されている方	授業料から就学支援金を差し引いた金額
2号 市町村民税【所得割】の額（保護者合算）が、51,300円未満（年収350万円未満程度の世帯）である方	
3号 市町村民税【所得割】の額（※）が、175,500円以下である方（年収640万円以下程度の世帯）	授業料の2/3から就学支援金を差し引いた金額
4号 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方	
5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）	

※ 保護者（＝親権者）全員の市町村民税所得割を合算した額

■ 県の入学金軽減制度

対象となる学校種は以下のとおりです

- ・ 県内私立高等学校（通信制課程の県外在住生徒は除く）
- ・ 県内私立中等教育学校（後期課程）

◎ 対象となる要件（千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱 第2条による）

- ・ 生徒の保護者が次の1号、2号のいずれかに該当すること。

保護者の要件	入学金軽減補助額
1号 生活保護を受給されている方	入学金の1/2、 または5万円のいずれか低い方の額
2号 市町村民税【所得割】の額（保護者合算）が、51,300円未満（年収350万円未満程度の世帯）である方 ※授業料減免制度の2号の要件と同じ	

申請方法

在籍する高等学校等に直接申請

※ 申請時期、必要書類等の詳細は各学校にお問い合わせください。

※ 当該制度は、制度を利用している学校（学校法人等）に対する補助になりますので、県が保護者の方へ直接補助するものではありません。

千葉県ホームページ（<http://www.pref.chiba.lg.jp/>）

（千葉県トップ＞教育・文科・スポーツ＞教育・健全育成＞私立学校＞学費等の助成制度）

お問い合わせ先

各学校、又は千葉県総務部学事課 私学振興班（Tel.043-223-2155）